

2026年度 仁礼保育園照明器具LED化改修工事

図 面 リ ス ト

Sheet no.	Sheet name.	Scale. (A1版)	Scale. (A3版)
E-01	電気設備工事特記仕様書, 付近見取図, 断面図 (参考図)	1/100	1/200
E-02	電灯設備配置図	1/200	1/400
E-03	電灯設備平面図	1/100	1/200
E-04	交換照明器具姿図, 交換照明器具数量表	No Scale	No Scale
E-05	撤去照明器具姿図, 撤去照明器具数量表	No Scale	No Scale
E-06	非常灯・誘導灯設備平面図, 交換非常灯姿図, 撤去非常灯姿図	1/100	1/200

発注者
設計者

須 坂 市
宮島建築設計事務所 須坂事務所

電気設備工事 特記仕様書

I 工事概要

1 工事場所 須坂市大字仁礼7番地13（仁礼町） 須坂市立仁礼保育園

2 建物概要

建物名称	構造	階数	延面積 (㎡)	備	考
園舎	木造	地上1階	1,311.30		
外部倉庫	プレハブ	地上1階	13.52		

3 工事種目

建物別及び屋外		工 事 種 別				
工 事 種 目	屋内	屋外				
電 灯 設 備	○	○				
動 力 設 備	-	-				
電 熱 設 備	-	-				
避 雷 設 備	-	-				
受 変 電 設 備	-	-				
自 家 発 電 設 備	-	-				
電 話 設 備	-	-				
L A N 設 備	-	-				
電 気 時 計 設 備	-	-				
放 送 設 備	-	-				
非 常 放 送 設 備	-	-				
表 示 設 備	-	-				
インターホン設備	-	-				
テレビ共同受信設備	-	-				
監視カメラ設備	-	-				
火災報知設備	-	-				
自動閉鎖設備	-	-				
非常警報設備	-	-				
ガス漏れ警報設備	-	-				
防犯設備（配管）	-	-				
中央監視制御設備	-	-				
仮設計画	-	-				
構内配電線路	-	-				
構内通信線路	-	-				

II 工事仕様

1 共通仕様

- (1) 図面、特記仕様書及び現場説明書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁業務部公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版及び同設備・環境調整修公共建築設備標準図（電気設備工事編）最新版による。
- (2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を摘要する。
- (3) 本工事は、『電気設備技術基準』『内線規定』『建築基準法』『消防法』その他、関係法規及び監督職員の指示による。
- (4) 本工事は図示による他、監督職員及び関係官公署の指示に従い、入念に施工をし引き渡し後ただちに使用可能とする。
- (5) 図示なき事項でも技術上当然必要なものは、監督職員と協議の上施工のこと。

2 特記仕様

- (1) 項目は番号に○印の付いたものを適用する。
- (2) 特記事項において選択する事項は、○印の付いたものを適用する。

項 目	特 記 事 項
① 機 材 等	本工事に使用する設備機材等は、設計図面に規定するもの又は、これらと同等のものとす。 製造業者等が定められている機材については、（社）公共建築協会が実施する「建築材料・設備機材等性能評価事業」によって所要の品質・性能を有することの評価を受けた材料機材等によるほか、これらと同等のものとす。ただし、これらの同等のものとす場合は、監督職員の承認を受ける。 機材の品質・性能証明 使用する機材が「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」によって所要の品質・性能を有することの評価を受けたものである場合は、共通仕様書第1編 1章 第4節1．4．1（b）の品質および性能を有することの証明となる資料の提出を省略することができる。ただし、共通仕様書に規定される製作図、試験成績書は除く。
2 電気保安技術者	電気事業法に定める自家用電気工作物に係わる工事においては、電気保安技術者をおき、電気工作物の保安の業務を行うものとする。
3 電気工事士	契約電力500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行う。
④ 工事用電力	本工事に必要な工事用電力、水等の費用及び官公署、その他の関係機関への諸手続き等に要する費用は、請負者の負担とする。
⑤ 足場・さん橋類	本工事に含む。
⑥ 工事用仮設物	すべて請負者の負担とする。 ただし設置条件は、構内に作ることが ○できる ・できない
⑦ 保 険	工事期間中請負者の責任において労災保険に加入し、その費用は請負者の負担とする。建物（施設）引渡しまで請負者は工事目的物、工事材料等について火災保険をかけるものとする。
⑧ 被害届等	暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出すること。
⑨ 発生材の処理	(1) 引渡しを要するもの ○無 ・有（ 再使用器具 ） ○引渡しを要するもの以外は構外搬出適切処理とする。
10 残土処理	(2) 特別管理産業廃棄物 ・有（ PCB使用機器： ） PCB使用機器は関係法令により適切に処理し、建物管理者に引き渡す。 ・構内指定の場所に敷きならしとする。 ・構外搬出とする。
⑪ 施工計画書	施工計画書は契約後速やかに提出し、製作図、施工図の提出時期を明示する。

- ⑫ 工事写真
- ⑬ 竣工時提出物
- ⑭ 耐震施工

- 15 再使用機器
- 16 金属製電線管の塗装
- 17 呼び線
- 18 フラッシュプレート
- 19 フロアプレート

- ⑳ 色彩の決定
- ㉑ プレートの用途表示

- 24 プレートの塗装
- ㉒ 施工管理

- ㉓ 施工
- 27 参考図書
- 28 非常用照明装置等の照度測定

- 29 機器への接続
- 30 配線器具

- 31 予備配管
- 32 複合防災壁

- 33 機器収容箱（総合舎）
- ③4 施工体制整備

- ③5 調査依頼
- ③6 工事実績情報

- ③7 産業廃棄物の取り扱いについて
- ③8 施工図等の取扱い

- 39 他工事又は他工種との取り扱い工事区分表による

国土交通省大臣官房官庁業務部監修「工事写真の撮り方（改訂版）の建築設備編」による。また工事着手前に写真撮影計画を提出する。

別表による。

設備機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省住宅局建築指導課）1997版」による。

(1) 設計用水平地震力
機器の重量[kg]に設計用標準水準震度を乗じたものとする。なお設計用水平震度は次による。
設計用水平震度

設置場所	耐震安全性の分類			
	・特定の施設（甲種・乙種）		・一般の施設（乙種）	
	重要機器・水槽	一般機器・水槽	重要機器・水槽	一般機器・水槽
上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)
地下階・1階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)

(注)（ ）内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
< >内の数値は水槽類に適用する。

重要機器
・配電盤
・自家発電装置
・交流無停電装置
・直流電源装置
・交換機
・火災報知器受信機
・中央監視装置（複合盤）
・高圧キュービクル

上層階の定義は次にによる。
6階建以下の場合は最上階。7～9階建の場合は上層2階
10～12階建の場合は上層3階。13階建て以上の場合は上層4階
(2) 設計用垂直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

取外し再使用機器は、原則として清掃及び絶縁抵抗測定を行った後取り付ける。ただし、絶縁劣化等仕様に耐えない場合は、監督職員に報告する。

下記の露出配管は塗装を行う。

・屋外
・屋内（長さ1m以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。
図面に特記あるもの及び特殊なものを除き
・金属製
・樹脂製（現地指定）
・図面に特記なきものは直付（ビス止め）型とする。
・砲金製
・アルミ製

フロアコンセントは、直付（ビス止め）型垂直上下式（アルミ製）とする。
地中線路には、ケーブル埋設票を設ける。
・鉄製
・コンクリート製

監督職員と協議のうえ決定する。
ブルボックス、ジョイントボックスおよび機器を安裝しないプレートには、用途を明示した略標をつける。
ブルボックス等のプレートおよび面体で露出するものは、焼付塗装とし化粧ビス止めとする。

国土交通省大臣官房官庁業務部監修「電気設備工事監理指針」（最新版）による自主施工管理に努めること。

施工は全て設計図面に示された設備が、機能を完全に発揮するように誠実に行うこと。
長野県電設業協会発行「電気設備工事施工の手引」（最新版）

照度測定（各室）

本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。

タンブラスイッチは進用形とする。
壁付けコンセント(2P15A)は原則として進用形とする。ただし、2口の場合は複式を使用して良い。（原付）また(2P15A)以外はすべてキャップ付とする。
埋込分電盤からの立上り予備配管は、予備の配線用遮断器4個以下の場合(22)を1本5個以上の場合は(22)を2本、天井裏まで立上げる。
盤および組込機器は一体形製作とし、その機能保証はすべて盤製作メーカーとする。
電源は非常用と一般用の2系統とし、降圧トランスおよびバッテリー等原則として別々に設置する。

・面体および扉の鋼板厚は1.6mm以上とし、鳴動用穴は直接開けけたものとする。
・標準形（ただし鳴動用穴は直接開けけたもの）

工事の下請け契約のある場合は、すべての工事で作成し、提出すること（施工体系図共）
本工事について、公共工事労務費調査、資材調査及び建設副産物実態調査等県から依頼があった場合はこれに協力すること。

（請負金額が500万円以上の場合）
（CORINS）の登録
受注時、変更時及び工事完成時にあらかじめ監督職員の確認を受け、契約締結後及び工事完成後の10日以内に登録手続きを行い、工事カルテの受領書を、監督職員に提出すること。

- (1) 廃棄物の処理に当たっては、請負者が自ら処理（分別、保管、収集、運搬及び処分の一連の行為）するときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、適正に行うこと。
- (2) 廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処理法に基づく処理を業として許可を取得している者に委託すること。また、施工前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業の写し、許可運輸車両一覧並びに処分地の案内図を監督職員に提出すること。
- (3) 竣工した時は積込み状況の写真、処分状況の写真、マニフェストA票、B2票、D票並びにE票の写しを（B2票及びD票はマニフェスト交付90日（特別管理産業廃棄物は60日）、E票180日以内に提出するものとし、工期内に提出できない場合は、監督職員と協議すること。）

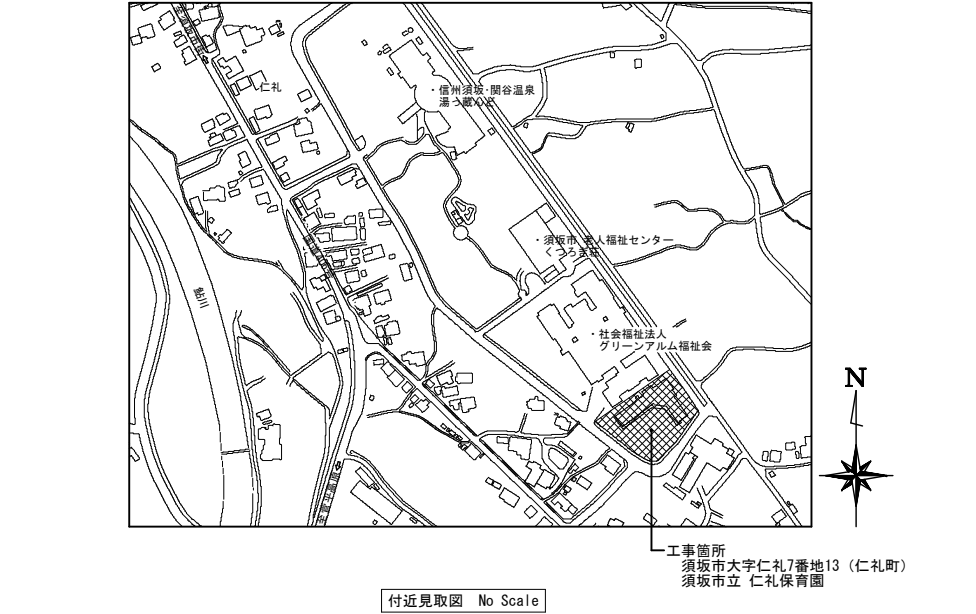
施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

工 事 区 分 表			
工事区分	電気設備	機械設備	建築工事
床・壁貫通 補修			
スリープ補強			
電動機器			
天井開口補強			

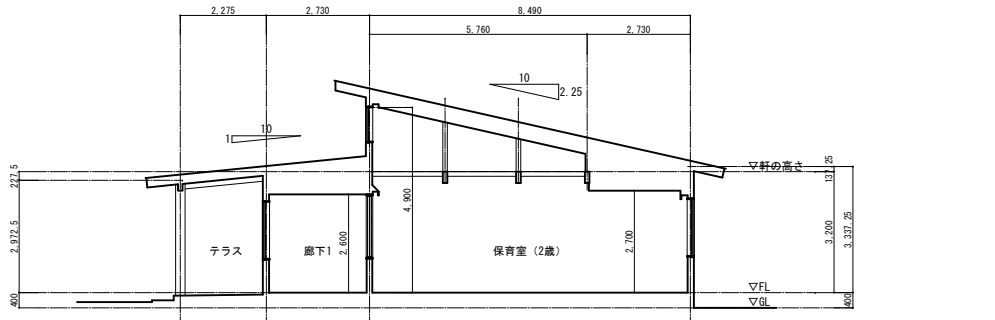
- ④0 その他一般事項
- 本工規則は、上記工事基準の他須坂市の財務規則及び、工事請負契約書の記載事項による。
本工事の責任保障は、工事竣工引き渡し後2年間、故意又は重大な過失による場合は、10年間とし、監督職員の指示に従うこと。
本工事に使用する材料は、あらかじめA-カ-リストを作成し監督職員の承諾を得ること。
製作又は施工上必要な図面・仕様書・見本などは遅滞なく作成し承諾後施工のこと。

別 表（提出書類）

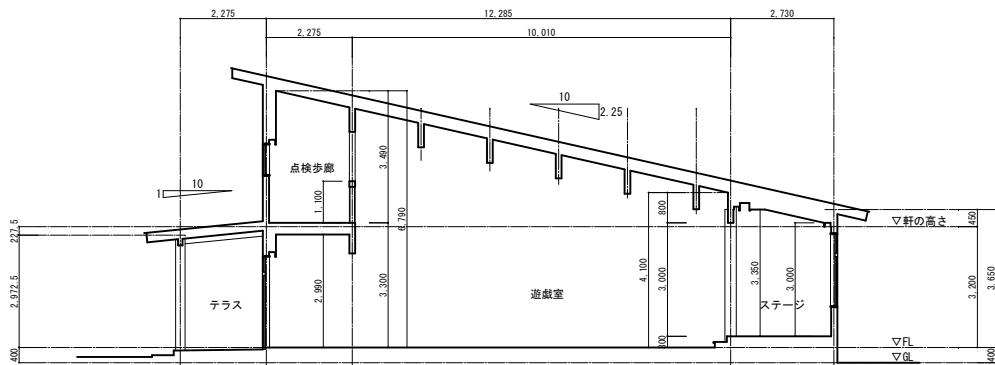
名 称	摘 要	提出部数
1）竣 工 届	（提出日 日付け）	1 部
2）財産管理引渡書	A：工事完了引渡書 B：財産管理引渡書 C：設計管理引継書 D：鍵、備品、各種書類引渡書	
3）諸検査報告書	A：社内検査報告書（検査者印） B：設計事務所検査報告書 C：下検査報告書 D：竣工検査報告書	
4）竣工工図		
5）竣工図、施工図	A 2 版製本、背表紙金文字、工事名等入り	3 部
6）竣工図（縮小版）	A 4 版製本、背表紙金文字、工事名等入り	3 部
7）工事写真（厚くなる場合分冊）	：着工前 東西南北 ：竣 工 着工前と同一位置で撮影 ＊縦り方は見開きで左側＝着工前、右側＝竣工とする ：工 程 撮影ヶ所（1ヶ所表示） 黒板の表示＝工事名、施工ヶ所、業者名	1 部
8）工事日誌	：工事着工～竣工まで毎日記入する（天候、温度） ：1 日の作業内容記入（施工図作成、休日記入） ：出面、累計の数のチェックのこと	1 部
9）工事打合せ記録	A：実施工程表 B：週間工程表 C：月間工程表 D：打合せ記録 E：質疑書	1 部
10）施工計画書		1 部
11）機器完成図		1 部
12）各種検査記録		1 部
13）各種試験報告書	A．接地抵抗測定表 B．絶縁抵抗測定表 C．盤試験成績表 D．FELC 共聴電界強度測定結果報告書 E．照度測定結果報告書 F．中部電力申請報告書 G．自火報・非常放送申請（控） H．消防署検査報告書・検査調書 I．その他監督職員の指示するもの	1 部
14）出荷証明書		1 部
15）保証書		1 部
16）図面データ		1 部
17）設計・使用数量比較表		1 部
18）納品書	電線・配管材・コンセント・照明器具等	1 部
19）取扱い説明書		2 部
20）再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書	C D 共	1 部
21）産業廃棄物管理票	マニフェストA、B2、D、E 裏写し	1 部
22）竣工写真	黒表紙金文字製本（外観、内観）	1 部



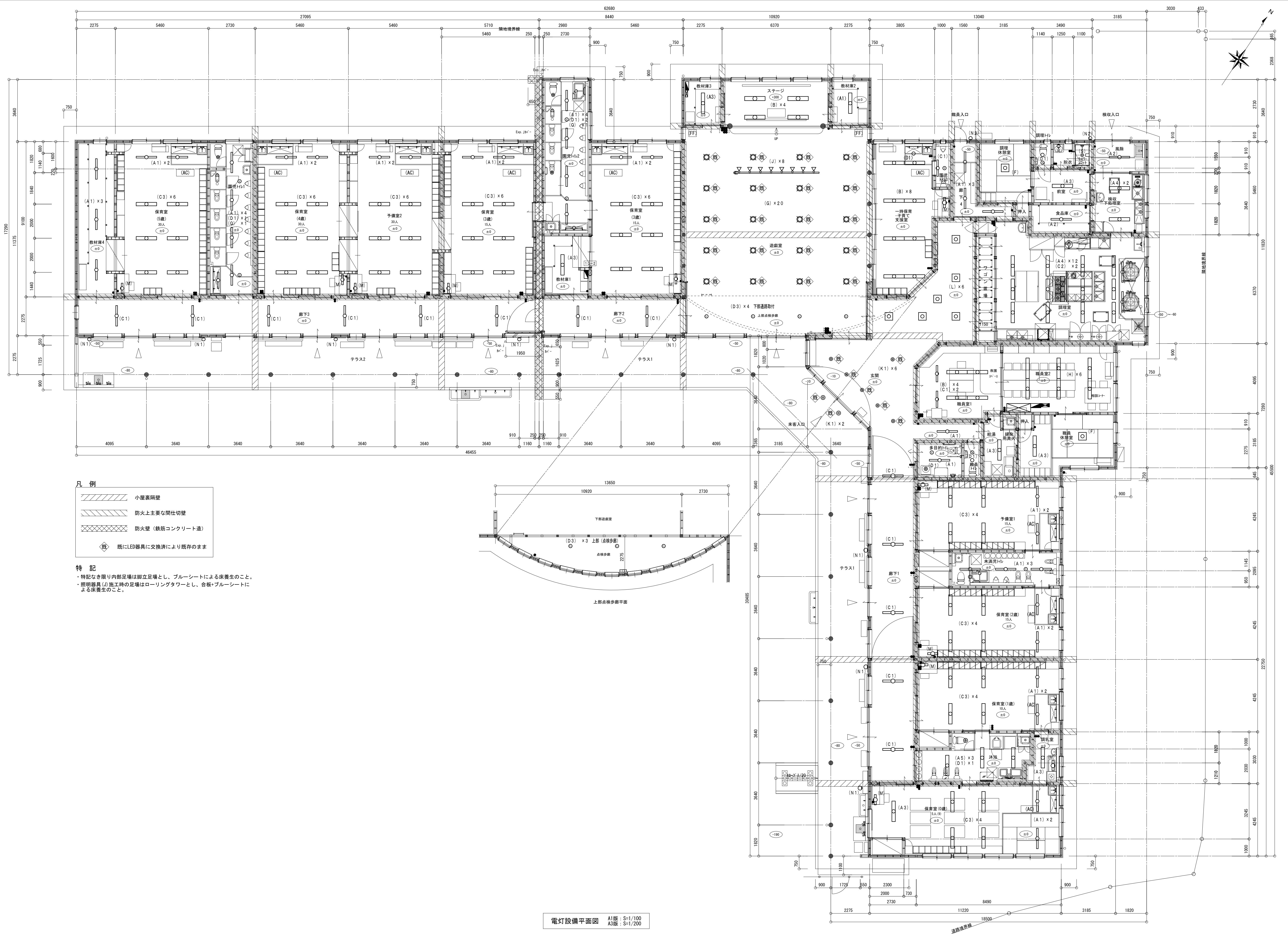
付近見取図 No Scale

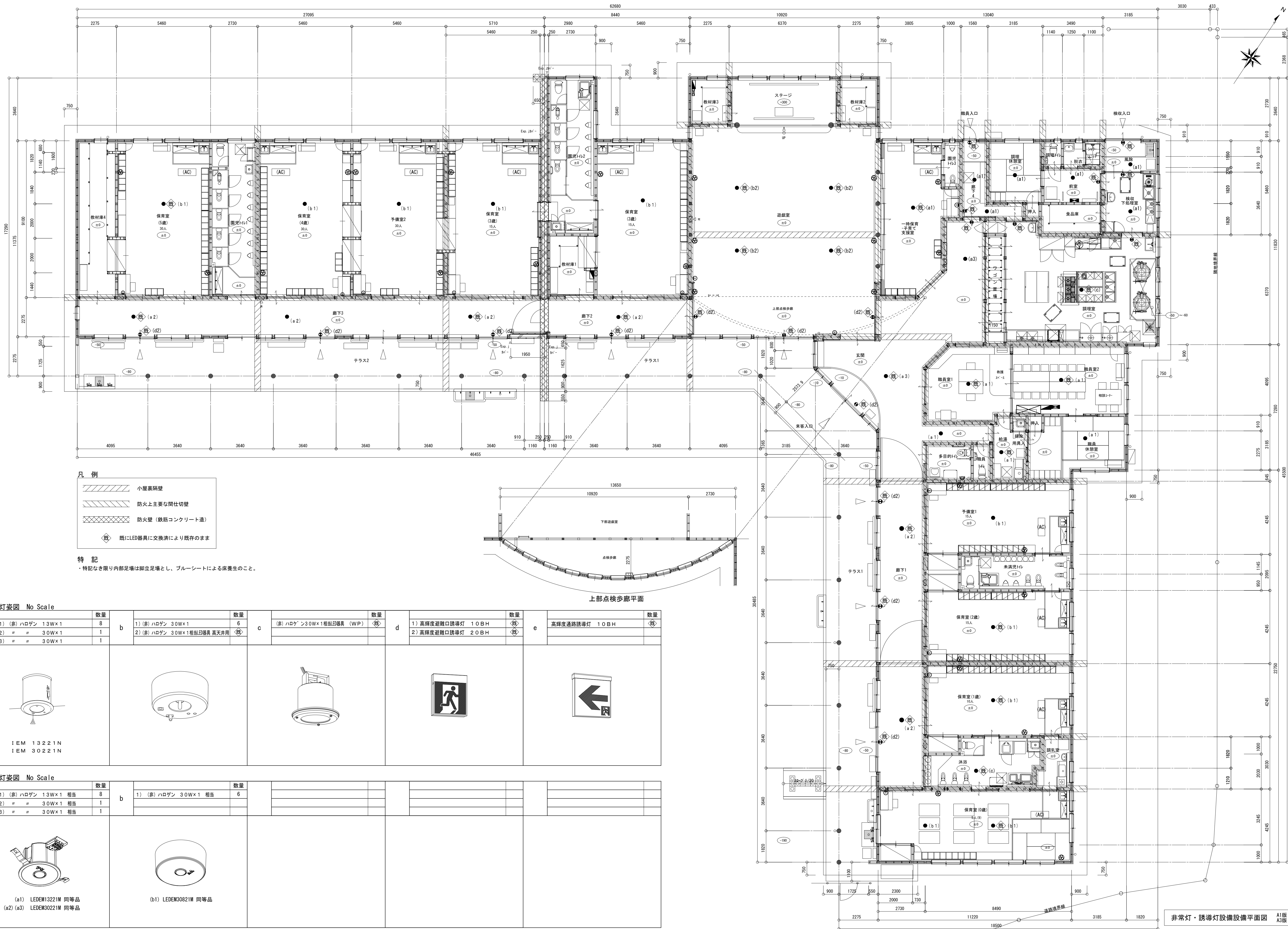


(参考図)
断面図1 A1版: S=1/100
A3版: S=1/200



(参考図)
断面図2 A1版: S=1/100
A3版: S=1/200





凡 例	
	小屋裏隔壁
	防火上主要な間仕切壁
	防火壁（鉄筋コンクリート造）
	既にLED器具に交換済により既存のまま

特 記
・特記なき限り内部足場は脚立足場とし、ブルーシートによる床養生のこと。

撤去非常灯姿図 No Scale

a	数量		b	数量		c	数量		d	数量		e	数量	
	1)	2)		1)	2)		1)	2)		1)	2)		1)	2)
	(非) ハロゲン 13W×1	8		(非) ハロゲン 30W×1	6		(非) ハロゲン30W×1相当器具 (WP)	既		1) 高輝度避難口誘導灯 10BH	既		高輝度通路誘導灯 10BH	既
	2) " " 30W×1	1		2) (非) ハロゲン 30W×1相当器具 高天井用	既					2) 高輝度避難口誘導灯 20BH	既			
	3) " " 30W×1	1												

交換非常灯姿図 No Scale

a	数量		b	数量			数量			数量			数量	
	1)	2)		1)	2)		1)	2)		1)	2)		1)	2)
	(非) ハロゲン 13W×1 相当	8		(非) ハロゲン 30W×1 相当	6									
	2) " " 30W×1 相当	1												
	3) " " 30W×1 相当	1												

非常灯・誘導灯設備設備平面図 A1版: S-1/100
A3版: S-1/200